

○厚生労働省告示第三百十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前	
別表 第1部～第9部（略） 第10部 追 補 (6)			別表 第1部～第9部（略） 第1部～第9部（略） (新設)	
品 名 規 格 単 位 薬 価 円				
<u>(あ)</u>				
イソトレックスカプセル8mg			507.90	
イソトレックスカプセル16mg			984.00	
ウエイリス錠400mg			6,168.30	
<u>(さ)</u>				
サザルガカプセル25mg			25,023.10	
ジヤクスタピッドカプセル小児用2mg			72,127.50	
ジヨエンジヤ錠10mg			27,077.90	
ジヨエンジヤ錠30mg			102,115.70	
ジヨエンジヤ錠70mg			133,176.50	
ゾコーバ錠25mg			2,575.40	
<u>(ま)</u>				
マルシロン配合錠			276.90	
注 射 薬				
品 名 規 格 単 位 薬 価 円				
<u>(か)</u>				
キネレット皮下注100mgシリンジ			23,702	
<u>(さ)</u>				
サークルリサ皮下注1400mg			270,495	
<u>(た)</u>				
テロメライシン注			3,102,489	
外 用 薬				
品 名 規 格 単 位 薬 価 円				
<u>(ろ)</u>				
ロープレッサ点眼液0.02%			987.80	

第二条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

改正後						改正前					
別表						別表					
注1～3	(鑑)	第1部 品名	内 用	薬 規 格 単 位	薬 価 円	注1～3	(鑑)	第1部 品名	内 用	薬 規 格 単 位	薬 価 円
(略)	(あ)～(の) (は)					(略)	(あ)～(の) (は)				
パキロピッドパック300				1シート	<u>12,001.20</u>	パキロピッドパック300				1シート	<u>12,538.60</u>
パキロピッドパック600				1シート	<u>18,956.70</u>	パキロピッドパック600				1シート	<u>19,805.50</u>
(略)						(略)					
(略)	(ひ)～(わ)					(略)	(ひ)～(わ)				
(略)	(あ)					(略)	(あ)				
アウイクリ注	フレックスタッチ	総量300単位		300単位1キット	<u>2,074</u>	アウイクリ注	フレックスタッチ	総量300単位		300単位1キット	<u>2,081</u>
アウイクリ注	フレックスタッチ	総量700単位		700単位1キット	<u>3,793</u>	アウイクリ注	フレックスタッチ	総量700単位		700単位1キット	<u>3,809</u>
(略)						(略)					
(略)	(い)～(そ) (た)					(略)	(い)～(そ) (た)				
ダトロウエイ点滴静注用100mg				100mg 1瓶	<u>277,672</u>	ダトロウエイ点滴静注用100mg				100mg 1瓶	<u>311,990</u>
(略)						(略)					
(略)	(ち)～(つ) (て)					(略)	(ち)～(つ) (て)				
(略)	(と)					(略)	(と)				
テッペーザ点滴静注用500mg				500mg 1瓶	<u>1,111,100</u>	テッペーザ点滴静注用500mg				500mg 1瓶	<u>1,175,904</u>
デュピクセント皮下下注200mgシリレンジ				200mg1.14mL 1筒	<u>38,087</u>	デュピクセント皮下下注200mgシリレンジ				200mg1.14mL 1筒	<u>39,549</u>
デュピクセント皮下下注200mgペン				200mg1.14mL 1キット	<u>38,238</u>	デュピクセント皮下下注200mgペン				200mg1.14mL 1キット	<u>39,706</u>
デュピクセント皮下下注300mgシリレンジ				300mg 2 mL 1筒	<u>51,515</u>	デュピクセント皮下下注300mgシリレンジ				300mg 2 mL 1筒	<u>53,493</u>
デュピクセント皮下下注300mgペン				300mg 2 mL 1キット	<u>51,675</u>	デュピクセント皮下下注300mgペン				300mg 2 mL 1キット	<u>53,659</u>
(略)						(略)					
(略)	(な)～(に) (ぬ)					(略)	(な)～(に) (ぬ)				
トロデルビ点滴静注用200mg				200mg 1瓶	<u>166,604</u>	トロデルビ点滴静注用200mg				200mg 1瓶	<u>187,195</u>
(略)						(略)					
(略)	(ね)～(は) (ひ)					(略)	(ね)～(は) (ひ)				
ヌーカラ皮下下注100mgシリレンジ				100mg 1 mL 1筒	<u>143,766</u>	ヌーカラ皮下下注100mgシリレンジ				100mg 1 mL 1筒	<u>159,891</u>
ヌーカラ皮下下注100mgペン				100mg 1 mL 1キット	<u>143,766</u>	ヌーカラ皮下下注100mgペン				100mg 1 mL 1キット	<u>159,891</u>
(略)						(略)					

(略)			(略)
ヒフデユラ配合皮下注	5. 6mL 1 瓶	<u>539, 577</u>	(略)
ヒフデユラ配合皮下注シリレンジ	5 mL 1 筒	<u>565, 272</u>	ヒフデユラ配合皮下注
(略)			シリレンジ
(ふ) ~ (わ)	(略)		(略)
			(ふ) ~ (わ)
			(略)
			5. 6mL 1 瓶
			5 mL 1 筒
			<u>634, 797</u>
			<u>665, 026</u>

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第三条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤 アナキンラ製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤 (新設)

附 則

この告示は、令和八年八月十三日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和八年十一月一日から適用する。